

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という「ライフネットの生命保険マニフェスト」の徹底を経営の柱と位置付けております。これに基づき、コンプライアンスとリスク管理を重視した経営組織体制を構築しております。また、これらの考え方を適切に実現するために、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針等を、内部統制システムに関する基本方針として定めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JP MORGAN CHASE BANK 380634	5,683,900	13.47
あすかDBJ投資事業有限責任組合	5,683,800	13.47
三井物産株式会社	4,800,000	11.38
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	3,250,000	7.70
株式会社新生銀行	1,625,000	3.85
株式会社リクルートホールディングス	1,250,000	2.96
株式会社朝日ネット	1,166,000	2.76
株式会社SBI証券	885,600	2.09
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	848,900	2.01
ML PRO SEGREGATION ACCOUNT	680,400	1.61

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

当社が業務提携契約を締結しているSwiss Reinsurance Company Ltdから、2013年5月2日付けの大量保有報告書の写しの送付があり、2013年4月25日時点で、5,683,900株を取得した旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載に基づき、名称を記載しておりません。また、KDDI株式会社が、当社の保険主要株主になることに対する内閣総理大臣の認可を取得したことから、当社は、2015年5月22日に第三者割当増資により、8,000,000株の新株式を発行しました。これにより、KDDI株式会社が、当社の筆頭株主となりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	保険業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤原 作弥	他の会社の出身者											
石倉 洋子	学者											
内田 和成	学者											
勝木 朋彦	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤原 作弥	○	——	日本銀行副総裁としてわが国の金融政策に携わったことにより、金融に関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、社外取締役に選任するとともに、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定しております。
石倉 洋子	○	——	国際政治経済及び国際企業戦略の専門家として企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、社外取締役に選任するとともに、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定しております。
			コンサルティングファームにおける企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有している

内田 和成	○	——	ため、社外取締役を選任するとともに、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定しております。
勝木 朋彦		当社の主要株主及びその他の関係会社であるKDDI株式会社の業務執行者です。	KDDI株式会社における新規ビジネス及び金融ビジネスの責任者として、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門の連携状況
内部監査部門である監査部は、常勤監査役との日常的なコミュニケーションのほか、監査部が実施した内部監査実施報告書の確認等、密な連携を図っております。監査部の内部監査結果は、原則、監査役会に報告しております。

監査役と会計監査人との連携状況
会計監査人の監査方法と結果の相当性を監督・検証するため、毎事業年度、監査役会に会計監査人から、監査計画・監査概要、会計監査人の品質管理体制等の説明を受けております。また、会計監査人の監査実施結果又は四半期レビュー結果を、四半期毎に監査役会にて報告を受けております。その他、常勤監査役と会計監査人は、必要に応じてコミュニケーションをとっております。

会計監査人と内部監査部門の連携状況
内部監査部門である監査部は、監査役会への同席及び随時の会合において、会計監査人より監査の状況や監査結果等の報告を受けるとともに、会計監査人の求めに応じて内部監査や財務報告に係る内部統制監査の規程及び実施状況並びに内部監査報告書等を報告するなど、緊密に連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伏見 泰治	他の会社の出身者													
増田 健一	弁護士													
河相 董	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伏見 泰治	○	——	企業経営及び大蔵省勤務の経験により、会社経営及び金融に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外監査役に選任するとともに、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定しております。
増田 健一	○	——	アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナーとして、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外監査役に選任するとともに、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定しております。
河相 董	○	——	複数の企業における経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しているため、社外監査役に選任するとともに、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対して、業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社は、社内取締役及び一部の従業員に対して、業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬は、事業報告において、取締役、監査役それぞれの総額及び社外取締役、社外監査役それぞれの総額を、有価証券報告書において、取締役、監査役、社外役員のそれぞれの総額を開示しております。事業報告及び有価証券報告書は、当社株主・投資家情報ウェブサイトに掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、以下のとおり、取締役の報酬に関する方針を取締役会で決議しております。

代表取締役会長は、株主総会で決定した年額報酬総額の限度内において、それぞれの取締役の職務内容、会社業績及び従業員給与とのバランスなどを考慮した上で個人別の報酬を立案し、独立社外取締役の意見を聞いた上で、当該報酬を決定しております。取締役会は、この手続を経ることを条件として、個人別の取締役の報酬の決定を代表取締役会長に委任します。なお、独立社外取締役とは、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役をいいます。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の運営に関する事務は、主管を企画部とし、社外取締役をサポートしております。監査役会の運営に関する事務は、監査役会事務局を配置し、社外監査役をサポートしております。取締役会及び監査役会の開催に当たっては、社外役員に対して、必要に応じて、付議事項の事前説明や資料の事前配布を行っております。また、ニュースリリースを開示した際には、メール等で社外役員に連携しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社では、独立した内部監査部門や監査役会の設置に加え、最高経営責任者(CEO)及び最高執行責任者(COO)の選定、社外取締役及び社外監査役の選任、コンプライアンスを統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)の設置、執行役員制度、アドバイザリーボード及び各種委員会の設置等により、外部の視点を取り入れながら、重層的かつ実効的なコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

(1) 取締役会

取締役会規則に基づき、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。その構成は、取締役9名(うち、社外取締役4名)、監査役4名(うち、社外監査役3名)です。ダイバーシティ(多様性)を重視する観点から、取締役会は、全13名のうち、男性11名、女性2名、年齢も幅広く、30代から70代までの役員で構成されております。また、取締役のうち、2名を代表取締役に選定するとともに、代表取締役会長を最高経営責任者(CEO)に、代表取締役社長を最高執行責任者(COO)に選定し、意思決定と業務執行の分離を図っております。社外役員は、監督機能の一層の強化を図るため、業務執行から独立した立場で経営に参画しております。なお、取締役会は原則毎月開催し、必要に応じて臨時で開催することとしております。

(2) 監査役会

監査役会規則に基づき、監査に関する重要な事項の報告を受け、協議、決議をしております。その構成は、監査役4名(うち、社外監査役3名)となっております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、取締役、各部門へのヒアリング、業務及び財産の状況の調査を行うとともに、会計監査人、内部監査部門等から報告を受けるなど、緊密な連携を保つことにより、取締役の業務執行を監査しております。

(3) 社外取締役、社外監査役の人数及び当社との関係等

当社は、社外取締役4名、社外監査役3名を選任しております。特に、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的として、経営者としての豊富な経験、金融・会計・法律等に関する高い見識、行政機関における経験等に基づき、客観性及び中立性ある助言並びに取締役の業務執行の監督が行われております。

社外取締役は、内部監査部門の内部監査実施計画及び内部監査に関する基本方針改定を承認しております。また、取締役会において、内部監査で指摘した問題点のうち重大と判断されるものの報告を受けることとしております。

社外監査役は、会計監査人からの監査計画及び監査結果に係る説明並びに内部監査部門との業務監査結果等に係る情報交換等の協力態勢を整備しております。

また、当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性の定めは特段ありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待されることを基本的な考え方として、選任しております。

なお、監査役伏見泰治氏は、会社経営及び金融に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また、監査役河相董氏は、会社経営及び財務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。

(4) 執行役員制度

当社は、意思決定・監督と業務執行を分離し意思決定機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会によって選任され、取締役会の決議により定められた分担に従い、業務を執行します。執行役員の数は8名(うち、取締役との兼務5名)となっております。

(5) アドバイザリーボード

当社では、経営全般に対する大所高所からのアドバイスを確保し、経営の意思決定に資するため、社外の有識者からなるアドバイザリーボードを設置しております。原則6ヶ月に1回開催し、その内容を取締役に報告しております。

(6) 各種委員会

当社では、社内外の叡智を結集し、経営上重要な事項に対し有益な助言を得ることを目的として、支払委員会、マーケティング委員会、資産運用委員会、ALM委員会、システム委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会の7つの委員会を設置しております。このうち、支払委員会、マーケティング委員会、資産運用委員会、ALM委員会及びシステム委員会は主として業務執行部門への助言機能を担っております。コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会は、牽制部門への助言機能を担うとともに、代表取締役社長を委員長として、当社のコンプライアンスとリスク管理を統制しております。

(7) 内部監査部門

当社は、被監査部門から独立した監査部(内部監査部門)を設置し、2名を配置しております。監査部は、他の業務執行ラインから分離された独立的かつ客観的な立場から内部監査を実施し、業務運営の適切性、リスク管理の有効性、法令遵守の状況などを確認、評価し、改善に関する提言等を行うとともに、業務監査結果を取締役に報告しております。内部監査部門である監査部は、会計監査人との定期及び随時の会合において、会計監査人より監査の状況の報告を受け、意見交換を行うとともに、会計監査人の求めに応じて内部監査の実施状況、内部監査報告書等を報告するなど、緊密に連携しております。さらに、監査役監査基準に基づく監査役からの報告要請への対応、内部監査実施報告書の報告など、監査役とも密に連携しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、外部の視点を取り入れながら、重層的かつ実効的なガバナンス機能を目指して、独立した内部監査部門や監査役会の設置に加え、最高経営責任者(CEO)及び最高執行責任者(COO)の選定、複数の社外取締役及び社外監査役の選任、コンプライアンスを統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)の設置、執行役員制度、アドバイザリーボード及び各種委員会の設置等によるコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年6月21日開催の第9回定時株主総会の招集通知を、発送前の2015年5月28日に当社株主・投資家情報ウェブサイトに掲載するとともに、その翌日に東京証券取引所に提出しました。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの個人株主に出席いただけるように、第9回定時株主総会を2015年6月21日（日曜日）の午後2時から開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	国内機関投資家及び外国人投資家の議決権行使の促進を図るため、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しました。
招集通知（要約）の英文での提供	第9回定時株主総会招集通知の要約の英文を株主・投資家情報ウェブサイトに掲載しました。
その他	当社は、インターネットを主な販売チャネルとしていることから、株主総会を株主等のステークホルダーと直接お会いすることができる貴重な接点と位置づけるとともに、IR マニフェスト(http://ir.lifenet-seimei.co.jp/irmanifesto.html)に基づき、「顔の見える株主総会」をテーマに運営しています。そのための具体的な取組みは、以下のとおりです。 【開催前】 ・希望者に対する招集通知の電子メール配信 ・株主総会に関する情報のSNSによる周知 ・契約者のマイページ及び株主・投資家情報ウェブサイト事前に質問を募集 ・有価証券報告書を株主総会前に開示 【開催日以降】 ・契約者及び報道関係者を招待 ・代表取締役による出席者への受付での挨拶 ・社員の半数をスタッフとして配置 ・株主総会の報告事項の動画、質疑応答の概要等を株主・投資家情報ウェブサイトに掲載

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRマニフェストを策定し、株主・投資家情報ウェブサイトで公開しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	随時、代表取締役会長又は代表取締役社長による個人投資家向け会社説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト及び機関投資家とのグループ及び個別面談を実施するとともに、四半期決算発表毎に、決算説明会又は電話会議を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	1年のうちに数回、海外の投資家訪問を行う機会を設けるとともに、国内で行われる海外投資家向けのIRカンファレンスに積極的に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	株主・投資家情報ウェブサイト、決算短信・決算説明会資料・有価証券報告書・ディスクロージャー誌などの資料掲載のほか、決算説明会及び株主総会の動画及び質疑応答概要の配信を行うなど、IR情報の積極的な開示を行っております。(URL) http://ir.lifenet-seimei.co.jp/	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRの主管部門である企画部で、IR活動を実践するとともに、情報収集・分析を行い、必要に応じて外部のIRコンサルティング会社の協力を得ております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
	当社は、法令・定款等を遵守し、誠実に行動し、倫理を大切にすることが、公共性の高い生命

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	保険事業を営む上での大前提であることをマニフェストにおいて定め、その実現を徹底するため、マーケティング、顧客サービス、資産運用その他すべての事業運営においてコンプライアンスを推進しております。 当社のコンプライアンスに関する企業行動の基本方針は以下のとおりであり、ウェブサイトでも公開しております。http://www.lifenet-seimei.co.jp/profile/compliance/ 本基本方針に加えて、コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムをそれぞれ策定した上で、社内研修等の徹底により、法令遵守の周知徹底を図っております。 1. 法令等の遵守 お客さまと社会からの信頼を確保するために、全役員・職員がまず法令その他の社会的諸ルールを遵守することを基本にすえて、経営目標を追求します。 2. 保険募集の適正とお客さまへの保険サービスの徹底 当社の募集方針を厳格に遵守・遂行することを通じて、実現します。当社の募集方針を厳格に遵守・遂行することを通じて、実現します。 3. 適切な資産運用 お客さまの期待にお応えできるよう安全性・健全性を優先した、資産運用を行います。 4. ディスクロージャーの推進 経営内容の透明性を高める観点から、定期的に積極的な情報開示を行います。 5. 人権の尊重 お客さまをはじめ、当社の役員・職員一人一人の人権を尊重します。 6. 反社会的勢力への厳格な対応 社会秩序を乱す反社会的な勢力に対しては、毅然たる態度で立ち向かいます。 7. 違反行為の防止努力 法令等の遵守には、万全の態勢で取り組みますが、万が一、違反行為が発見された場合には、原因究明を徹底すると同時に再発防止に全力を尽くします。
環境保全活動、CSR活動等の実施	一般社団法人生命保険協会及び東京都生命保険協会を通じて、募金運動などの社会貢献活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ライフネットの生命保険マニフェストにおける「私たちの行動指針」として、「顔の見える会社にする。経営情報も、商品情報も、職場も、すべてウェブサイトで公開する」ことを定めています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を制定し、取締役会において決定された重要事項に関する業務執行が適切に行われることを担保するため、経営機構、行動規範、職務分掌等に係る社内規程類（取締役会規則、職務権限規程、コンプライアンス・マニュアル等）を定め、運用しております。

当社の「内部統制システムに関する基本方針」は以下のとおりです。

1. 取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、法令等遵守に関する基本方針に基づき、コンプライアンス委員会の場を活用するなどして、当会社の役員・社員がこの行動規範に則り事業活動のすべての局面においてコンプライアンス（法令遵守）を最優先するよう周知徹底を図る。
- (2)当社は、コンプライアンスを統括する部署（法務部）を設置するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当会社のコンプライアンス推進のための重要事項について専門的な見地または全社横断的な見地から助言を行う。
- (3)当社は、CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を設け、CCOには取締役を充てることができる。
- (4)当社は、コンプライアンス・マニュアルを作成し、役員・社員が遵守すべき法令および社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの継続的な周知徹底を図る。
- (5)当社は、法令または規程等の違反が生じた場合の報告体制を整備し、問題点の把握およびコンプライアンス体制の改善のために必要な対応を行う。
- (6)当社は、法令・定款違反等を未然に防止するため、内部通報制度を適切に運用する。
- (7)当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、経験に富む専任の部長を配置して、実効性のある内部監査を実施する。
- (8)当社は、当会社の役員・社員の法令・定款違反等の行為については、適正に処分を行う。

2. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令および当会社の規程等に従い適切に保存および管理を行う。

3. 反社会的勢力への対応に関する体制

当社は、反社会的勢力との関係遮断のため、総務部を対応部署とし、警察等関係機関とも連携して、断固たる姿勢で臨む。

4. リスク管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に関する基本方針を定め、当初の事業遂行に関わるリスクについて、総合的なリスク管理を統括するリスク管理部を設置するとともに、リスク・カテゴリー毎に責任者ならびに主管部を定めて適切な管理を行う。また、リスク管理委員会を設けて、専門的な見地または全社横断的な見地からリスク管理の適切性を担保する。

5. 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、取締役および執行役員の職務分掌を定め、各取締役および執行役員が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を取締役および執行役員に委譲している。各取締役および執行役員は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて会社全体としての経営目標の達成に努める。
- (2)経営方針を明確化し、中長期計画において経営目標を具体化するとともに、年間、四半期および月別予算管理により業務遂行の進捗管理を行って経営資源の最適活用を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合に関する体制

- (1)監査役は、監査業務を補助するため、監査役会事務局を設置する。監査役会事務局には、監査業務を補助するのに必要な知識・能力を具備した社員（以下「補助社員」という）を、監査役の求めに応じて、必要数配置する。
- (2)補助社員は、監査役の監査業務を補助するための業務（以下「補助業務」という）については、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。補助業務における補助社員の任命・異動、人事評価および懲戒等については監査役の意見を尊重する。
- (3)監査役は、代表取締役会長、代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換する場を設け、必要に応じ、補助社員を同行させることを求めることができる。監査役は、内部監査部門と定期的に内部監査結果について意見交換することで、緊密な連携を図るものとし、必要に応じ、補助社員を同行させることを求めることができる。

7. 取締役および社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、保険計理人および社員は、監査役の求めに応じて、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、適宜監査役に対する報告を行うとともに、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。

8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

当社は、前項の報告をした者が、不利な取り扱いを受けることがなく、また、懲戒その他の不利益処分の対象となることがないことを明示的に定める。

9. 監査役は、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、これに応じる。

10. その他監査役は、その職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、社内のすべての重要な会議に随時出席できるものとする。また、代表取締役会長および代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換を行い、監査部は監査役の監査に協力する。

11. 基本方針の改廃に関する事項

この基本方針の改廃は、企画部が立案し、取締役会の決議によるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、高い公共性を有する保険会社として、反社会的勢力によりステークホルダーが被害を受けることを未然に防止する観点から、以下のとおり、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定めております。

1. 当社は、反社会的勢力との関係を遮断することは、社会的責任および企業防衛の観点から必要不可欠であることを十分認識し、総務部を中

心として反社会的勢力との関係遮断に向けた組織態勢を整備する。

2. 当社は、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、組織全体として対応するとともに、当社の役員・社員の安全を確保する。

3. 当社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な関係を構築する。

4. 当社は、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶し、反社会的勢力への資金提供や事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。

5. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的な対応を行う。

この他にも、「反社会的勢力対応規程」を設け、体制整備に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

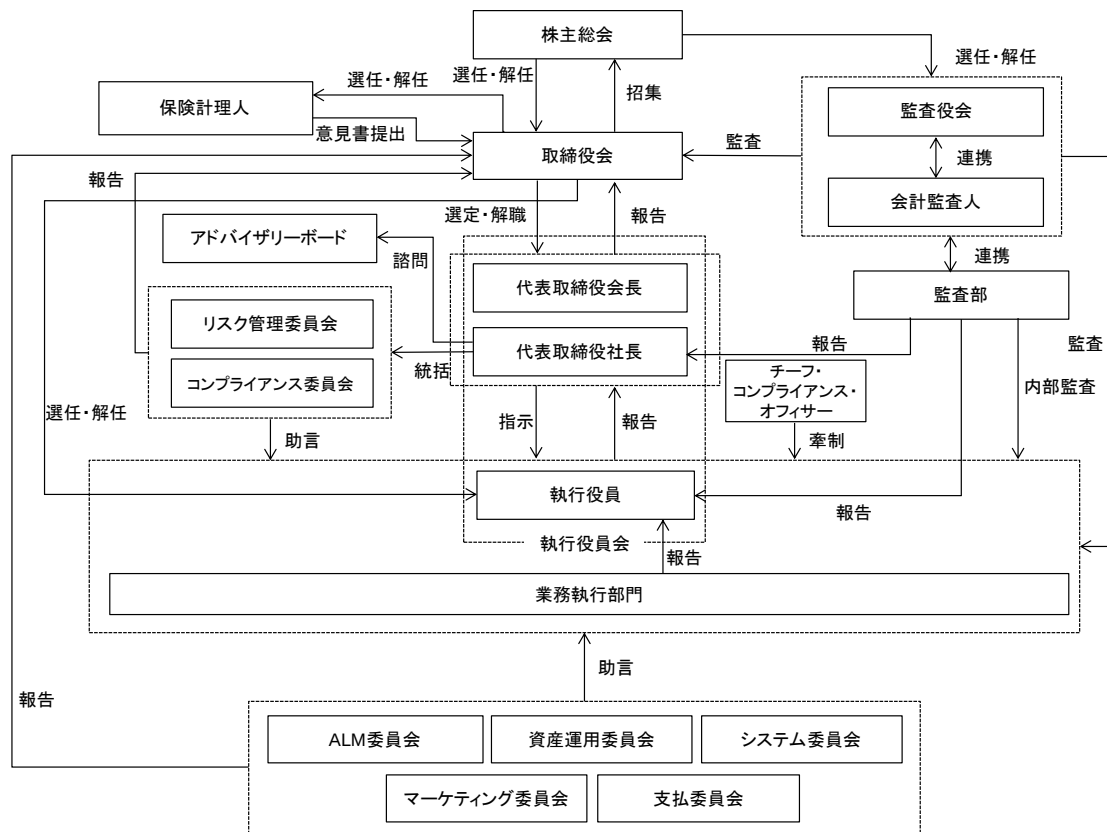
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

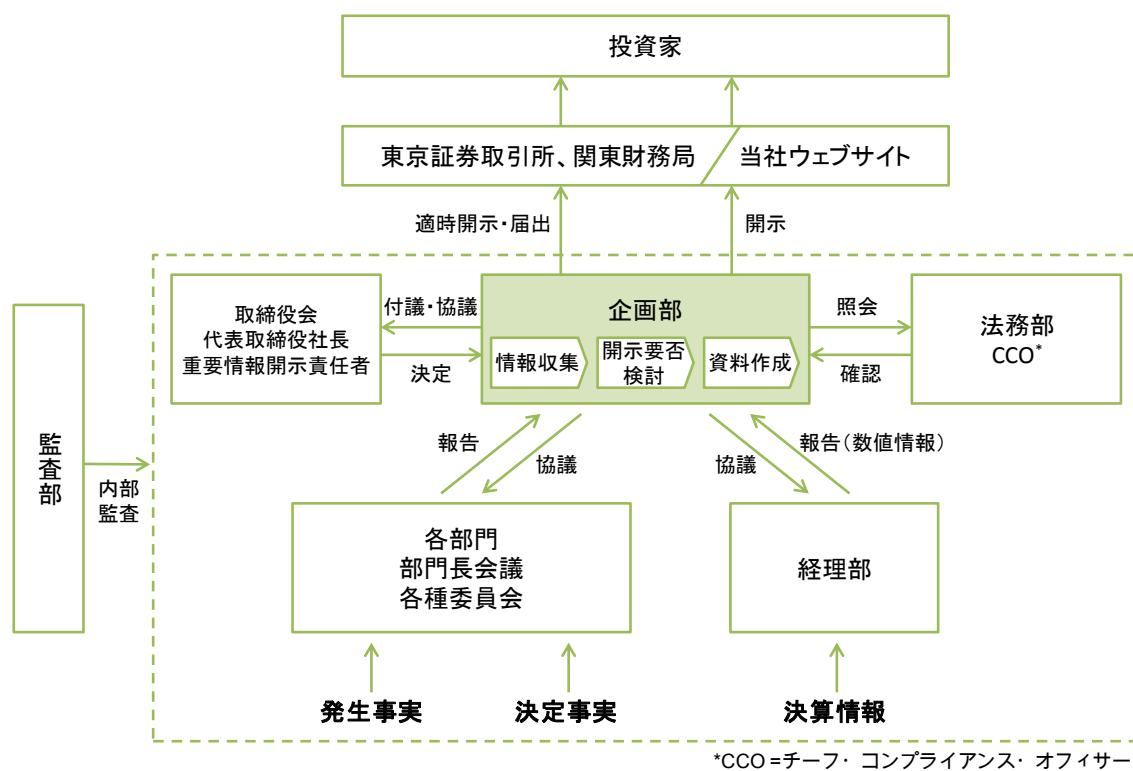
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上